

令和2年度第3次補正・令和3年度補正・令和4年度予備費「事業再構築補助金」(第9回公募)
『認定経営革新等支援機関による確認書』発行にかかる手続きについて

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、「事業再構築補助金」(第9回)申請の事前相談、ならびに『認定経営革新等支援機関による確認書』(以下、確認書)の発行を下記要領にて実施します。事前相談・確認書発行は「**回復・再生応援枠**」「**最低賃金枠**」「**緊急対策枠**」あわせて**12社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します**。(大阪商工会議所2階経営相談室のみで対応し、支部では対応しません)

※事前に必ず、[事業再構築補助金事務局HP](#)で「制度概要」「事業再構築指針」「公募要領」等をご覧いただき公募内容を把握し、補助対象事業の要件に該当するかをご確認ください。

1. 事前相談ならびに確認書発行の対象(①～⑦のすべてを満たす必要があります)

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④**回復・再生応援枠**、**最低賃金枠**(100万円～従業員数により500万円、1,000万円、1,500万円)または**緊急対策枠**(100万円～従業員数により1,000万円、2,000万円、3,000万円)を申請
- ⑤「[GビズIDプライムアカウント](#)」を取得済み、または取得申請中
- ⑥同補助金の事業計画書を作成している
- ⑦同補助金にかかる事業計画の策定に関する**アドバイス**と**確認書発行**の双方を希望(片方だけの受付はいたしかねます)

2. 事前相談について **※作成作業、作成代行、申請代行は一切行いません。**

事前に作成された事業計画書に対し、2回を限度にアドバイスします。

(1回目を3月3日(金)、2回目を3月10日(金)までに相談を済ませる必要があります)

3. 事前相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) 相談申込書と確認書発行申込書(回復・再生応援枠、最低賃金枠、緊急対策枠)をダウンロードし、**FAX(06-4791-0444)**にてご送付ください。内容を確認後、電話で日程調整等の連絡をいたします。
※先着順で12社に達し次第、受付を終了します。

- 2) 事前相談(2回まで) **※下記書類のコピーをご持参願います。**

- ①電子申請入力項目 ②事業計画書 ③直近2期分の決算書
- ④公募要領記載の売上高(または付加価値額)が減少したことを示す書類 ⑤労働者名簿
- ⑥回復・再生要件、最低賃金要件、緊急対策要件を確認できる書類

- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認

- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・事業計画書等の内容により、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しない場合があります。

5. その他

有料での申請書類作成支援を希望されるものの依頼先が無い場合は、下記のいずれかの方法にてご対応いただきますようお願い申し上げます。

- ・[認定経営革新等支援機関検索システム](#)で検索し、依頼する。
- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「[大阪サムライ検索ウェブ](#)」で認定経営革新等支援機関である士業を選んで依頼する。もしくは「同検索ウェブ」に登録している「[事業再構築補助金の事業計画策定を支援する士業](#)」のリストから選んで依頼する。

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6471 FAX:06-4791-0444